

令和2年 宜野湾市教育委員会第4回(定例会)会議録

教育長 知念 春美

教育委員 普天間 みゆき

開催日時：令和2年3月27日 開会 13:30 閉会 16:50

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席委員：知念春美教育長、石川正信教育長職務代理者、大城進委員、
普天間みゆき委員、知念菜穂子委員

出席職員

【教育部】教育部長 比嘉透、教育部次長 真喜志若子

(総務課) 総務係長 上原利紀、教育企画係長 禰覇由美子、
教育企画係主事 新垣紗弓

(生涯学習課) 課長 島袋喜美恵、社会教育係長 前底悦子、

文化スポーツ振興係担当主査 宮城頭治、中央公民館係長 里博和

(文化課) 課長 比嘉洋、文化財整備係主任主事 楠元真由子

(市立博物館) 学芸担当主幹 平敷兼哉

【指導部】指導部長 甲斐達二、指導部次長 川上一徳

(はごろも学習センター) 管理係長 祝博紀

(青少年サポートセンター) 支援係長 安慶名盛

議事日程

議案第 5 号 令和 2 年度宜野湾市一般会計予算に係る臨時代理の承認について

議案第 6 号 宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 7 号 宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令について

議案第 8 号 宜野湾市教育委員会職員の流動体制に関する要綱の一部を改正する訓令について

議案第 9 号 宜野湾市教育委員会刊行物の販売に関する規程を廃止する訓令について

議案第 10 号 宜野湾市教育委員会刊行物の販売に関する規程の制定について

議案第 11 号 宜野湾市史編集委員会規則の一部を改正する規則について

議案第 12 号 宜野湾市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 13 号 宜野湾市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 14 号 宜野湾市はごろも学習センターの管理運営規則の一部を改正する規則について

議案第 15 号 宜野湾市はごろも学習センター運営委員会規則の一部を改正する規則について

議案第 16 号 宜野湾市立適応指導教室の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 17 号 宜野湾市青少年教育相談室の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 18 号 令和 2 年度教育委員会人事異動について

報告事項

< 教育部の報告 >

- ・ 成年年齢引き下げ後の宜野湾市成人式典対象年齢について

< 指導部の報告 >

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休校について

○知念春美 教育長 皆様こんにちは。本日の出席人数は4名で定足数を達しております。ただいまから、令和2年第4回宜野湾市教育委員会定例会を開催いたします。本委員会が審議します案件は14件となっております。本日の会議録の署名人は普天間教育委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、2月18日開催の第2回の臨時教育委員会及び2月20日開催の第3回定例教育委員会の会議録の承認を行います。会議録の署名人は知念教育委員、石川教育委員となっております。会議録につきましては、既に配付してございますが、字句の訂正を除き、承認していただきたいと存じます。よろしいでしょうか。ただいま、第2回臨時教育委員会の会議録並びに第3回定例教育委員会の会議録について、承認をいただきました。お二人には後ほど署名をお願いいたします。それでは、審議に入ります前に、教育長諸般の報告といたします。

<教育長諸般の報告>

○知念春美 教育長 それでは、緑色の表紙をお開きください。2月21日（金）、第1回新型インフルエンザ等対策会議がありました。26日（水）、新型コロナウイルス対策についての、宜野湾市臨時校長会をもっております。27日（木）、第425回宜野湾市議会定例会が始まり、3月26日までございました。28日（金）、中頭地区臨時教育長会が開催され、内容は新型コロナウイルス対策についてでございました。同日、第2回新型インフルエンザ等対策本部会議があり、3月4日（水）から3月13日（金）までの臨時休校を決定しております。それを受けて同日、宜野湾市臨時校長会を開きまして、幼児、児童、生徒や保護者への周知を徹底するように、指示したところでございます。3月7日（土）、市立中学校の卒業式を教育委員共々出席しております。10日（火）、中頭地区臨時教育長会において、3月16日（月）から学校を再開することを決定しております。13日（金）、本市管理職の人事異動内示がございました。26日（木）、第3回新型インフルエンザ等対策本部会議に出席しました。そして本日、午前中、宜野湾市立教育研究所の研究教員、特別実務研修員成果報告会及び修了式をしております。同日、令和元年度第2回宜野湾市男女協働参画推進本部会議に出席、そして、第4回定例教育委員会会議となっております。以上が諸般の報告でございます。

○知念春美 教育長 再開します。日程1「議案第5号 令和2年度宜野湾市一般会計予算に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○比嘉透 教育部長 議案書の表紙をめくっていただきまして、3枚目、議案書の1頁をお願いいたします。

議案第5号「令和2年度宜野湾市一般会計予算に係る臨時代理の承認について」

宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則(昭和 47 年教育委員会規則第 5 号) 第 4 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時代理したので、これを報告し教育委員会の承認を求める。令和 2 年 3 月 27 日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

2 頁をお願いします。臨時代理書でございます。記以降を読み上げたいと存じます。

令和 2 年度宜野湾市一般会計予算として、次の経費を宜野湾市長に対し要求する。

歳入歳出予算。第 1 条 第 1 項 教育関係歳入予算の総額は、歳入予算 1,646,442 千円、歳出予算 4,675,443 千円と定める。第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

地方債。第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による、でございます。

令和 2 年度当初予算の事項別明細書につきましては、議案書の 9 頁から 73 頁へかけて、かなりボリュームがございますので、予算の説明といたしましては、歳入歳出ともに 3 頁の第 1 表、歳入歳出予算の款項の区分ごとに今年度と前年度の比較がございますので、その比較の増減の主だった要因をご説明申し上げたあと、別冊でお配りしてございます「令和 2 年度教育委員会政策事業一覧」から、新規政策事業のご説明を申し上げて、説明に代えさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは 3 頁をお願いいたします。3 頁の第 1 表、歳入歳出予算をご覧いただきたいと思っております。まず左の表が歳入予算になります。歳入予算の款項の区分ごとに本年度予算、前年度予算の額が示されています。表の右端が比較増減の額となっております。右側の歳出予算も同様に款項の区分ごとに本年度、前年度、比較増減額になります。なお、職員給与共済費、各種手当などについては、人事課において予算計上していることから、それらに係る予算を除いた額で整理をしているところでございます。

それでは、左側の歳入からご説明申し上げます。まず 13 款の分担金及び負担金でございます。前年度 2,074 千円に対し、本年度は 2,126 千円で、52 千円の歳入増でございます。次に 14 款の使用料及び手数料でございます。前年度 16,792 千円に対し、本年度は 7,642 千円で 9,150 千円の歳入減でございます。減額の要因と致しましては、市民会館施設整備事業の実施により、令和 2 年 6 月から令和 3 年 3 月までの、約 10 ヶ月間、休館を予定していることから、施設使用料の減収となる点が主な要因でございます。続きまして、15 款の国庫支出金でございます。前年度 139,286 千円に対し、本年度は 478,088 千円で、338,802 千円の歳入増でございます。増額の要因といたしましては、普天間小学校校舎増改築事業及び大山小学校幼稚園防音機能復旧

事業の実施による国庫補助金の増額となっているところです。次に 16 款の県支出金でございます。前年度 106,462 千円に対し、今年度は 230,455 千円で 123,993 千円の歳入増でございます。要因といたしましては、大謝名小学校屋内運動場水泳プール増改築事業において、本体工事開始による補助金の増額となっております。次に 21 款の諸収入でございます。前年度が 150,198 千円に対し、今年度は 142,331 千円で 7,867 千円の歳入減となっております。減額の要因といたしましては、沖縄防衛局からの受託事業として実施しております宜野湾 11 号整備事業予定地における、埋蔵文化財緊急発掘調査事業において、令和元年度に発掘調査を終え、令和 2 年度は資料整理のみ予定していることから委託料が縮小し、歳入が減となっております。次に 22 款の市債でございます。前年度が 293,500 千円に対し、今年度は 785,800 千円で、492,300 千円の歳入増となっております。大謝名小学校屋内運動場水泳プール増改築事業及び普天間小学校校舎増改築事業において、工事着手に伴い、事業費の増加が見込まれることから、市債においても増額となっているところでございます。最後に、下の段、教育関係予算の歳入合計でございます。前年度 708,312 千円に対し、今年度は 1,646,442 千円で、938,130 千円の増額となり、前年度の約 2 倍の歳入増となっております。

次に、右側の歳出予算でございます。2 款総務費でございます。1 項の総務管理費の市民会館費で、前年度が 258,671 千円に対し、今年度は 336,829 千円で、78,158 千円の増額となっております。増額の要因といたしましては、市民会館施設整備事業において、特定天井改修工事並びに大ホール客室改修工事などを予定していることから、事業費の増加が要因ということになってまいります。次に、10 款教育費でございます。1 項の教育総務費でございます。前年度 496,815 千円に対し、今年度は 631,591 千円で、134,776 千円の増額となっております。増額の要因といたしましては、学校敷地におけるブロック塀改修を行う学校敷地保全対策事業に令和元年度 12 月議会にて補正予算計上し、整備を進めておりますが、引き続き令和 2 年度、当初予算においても係る経費を計上したことによる増額となっております。また、公共施設維持修繕事業において、建築基準法に基づく建築物の経費調査実施に係る委託費の計上、学校教育事務運営費においては、令和 2 年度小学校の教科書改訂に伴う教師用教科書指導書の学校用消耗品購入による増額などがございます。続きまして、2 項小学校費でございます。前年度が 818,534 千円に対し、今年度は 1,839,747 千円で 1,021,213 千円の増額となっております。増額の要因といたしましては、大謝名小学校屋内運動場水泳プール増改築事業、普天間小学校校舎増改築事業において、工事着手に伴う事業費などの増加が主な要因となっております。3 項の中学校費でございます。前年度 460,816 千円に対し、今年度は、477,149 千円で、16,333 千円の増額となっております。令和元年度普天間中学校備品購入事業の完了に伴い、減額はあったものの、普天間中学校屋外環境整備事業の工事費の増額が主な要因となっております。次の 4 項幼稚園費でございます。前年度 96,908 千円に対し、今年度は 109,356 千円で 12,448 千円の増額とな

っております。増額の要因といたしましては、預かり保育事業において、令和2年度から制度導入となる会計年度任用職員報酬の増額によるものでございます。幼稚園費につきましては、一部、福祉推進部の所管している事業がございますので、ご確認を願いたいと存じます。52頁をご覧ください。52頁から53頁にかけては、説明欄16、17、18の事業につきまして、福祉推進部に関連した事業でございますので、教育関連予算からは除いていることをお伝え申し上げたいと存じます。次に5項社会教育費でございます。前年度が905,263千円に対し、本年度は709,904千円で195,359千円の減額となっております。市立博物館施設整備事業において、工事実施に伴う事業費の増額があったものの、学習センター費の中では教育用コンピューター整備事業において、今年度は大規模な機器移設予定がないことから、委託料及び工事請負費の減額が主な要因でございます。最後の6項保健体育費でございます。前年度521,892千円に対し、本年度は570,867千円で48,975千円の増額でございます。給食センター維持管理費の中の燃料費や光熱水費などの増額、学校給食設備整備事業では、新たに工事請負費の予算計上がございます。また、宜野湾学校給食センター調理業務等、民間委託事業において、委託料の増額などが主な増額要因でございます。最後に下の段、歳出合計欄をご覧ください。令和2年度の教育関連予算における歳出の合計としましては、前年度の3,558,899千円に対し、本年度4,675,443千円で、1,116,544千円の増額となり、対前年度比約31%の歳出増となっております。以上が第1表の歳入歳出予算の主な増額理由でございます。

次に別冊となっております桜色の表紙、令和2年度教育委員会政策事業一覧のご準備をお願いいたします。令和2年度の教育委員会における政策事業は、新規事業が4本、継続事業が29本で、新規・継続を合わせて教育委員会全体で政策事業33本となっております。部ごとの内訳では、教育部が20事業、指導部が13事業となっております。それでは表紙をめくっていただきまして、1頁をご覧ください。政策事業一覧でございます。表は左側から整理番号、部名、課名、事業名、それから新規や継続の区分表示、事業開始年度、事業終了年度、事業概要、事業費の内訳となっております。今回、新たに採択となりました新規事業について、ご説明申し上げたいと思います。

まずは整理番号2番、第二次宜野湾市教育振興基本計画策定事業からご説明申し上げます。現行の計画が令和2年度をもって満了となることから、次期計画策定を行う事業であります。予算につきましては、アンケート調査の実施や、結果の分析、課題整理の支援業務を担う事業者への委託料を計上しているところでございます。続きまして、頁をめくっていただきまして、整理番号7番、普天間第二小学校防音機能復旧事業でございます。本事業は、学校の空調設備機器などが経年とともに、機能劣化したことにより、防音機能の復旧を実施し、教育環境の改善を図ることを目的とする事業でございます。令和2年度は、現況調査の実施、事業計画の作成、令和3年度に実施設計業務を行い、令和4年度以降工事という予定でございます。次に、

整理番号 10 番、大山幼稚園防音機能復旧事業でございます。本事業につきましては令和元年度に現地調査、事業計画書の作成を終えていることから、令和 2 年度に実施設計、令和 3 年度以降に工事を予定しているものでございます。次に、頁を 3 枚ほどめくっていただきまして、整理番号 27 番、大謝名小学校備品購入事業でございます。現在、施設整備を進めております大謝名小学校屋内運動場水泳プールの改築に伴い、老朽化や破損した体育道具や折りたたみ椅子、暗幕カーテンなどの備品を購入する事業でございます。以上が令和 2 年度の教育委員会における新規政策事業の概要でございました。

新年度予算の説明といたしましては、歳入歳出ともに、今年度と新年度の比較増減の主だった要因をただ今ご説明申し上げました。政策事業の概要の説明により、予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○知念春美 教育長 それでは、本議案に対し、質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願い致します。石川委員。

○石川正信 委員 今、教育部長が説明したものは、次の予算の細かい所までは全部省略しての説明ということでよろしいのでしょうか。細かいところで、文言等が分からなかったものから、教えていただきたい。まず、会計年度任用職員制度に変わったということですが、そのこの文言、あるいは説明をいただけたらと。

○知念春美 教育長 これについては、教育部次長お願いします。

○真喜志若子 教育部次長 会計年度任用職員というのは、同一労働、同一賃金という流れの下で、全国的に制度化されたものでございます。その制度導入に従って、これまでの臨時職員、嘱託職員のほとんどが会計年度任用職員に移行し、一律してこの会計年度、つまり一会計年度で任用する職員ということになっております。賃金職員というのと嘱託職員が変わっていくという、単純に言えばこの会計年度に任用職員ということも変わる、ということでございます。

○知念春美 教育長 今の話は、やはり、安部総理の同一賃金、同一労働これが基になっていまして、今まで嘱託職員や臨任とか、それぞれでいたんですけれども、この会計年度任用職員にすることによって、例えばボーナスとか、あるいは時間外手当がつくことになります。今までは、ボーナス等が、実は嘱託職員や臨任になかった。それもやはり手当しましょう、ということで、宜野湾市では予算をつけて、そういう人達も働きやすい状況をつくるという意味でやっているということでございます。石川委員。

○石川正信 委員 例えば、これまでは臨時職員は原則 3 年まで、といったような任用期間等がありました。これからはそういったのがなくなりますか。毎年 1 年、というように。

○知念春美 教育長 教育部次長。

○真喜志若子 教育部次長 単年度ごとに新たに任用していくことになります。ある意味、正職員に近いかたちで、同一職に同一賃金という流れですので、人事評価の対象にもなってきました。

す。毎年、その評価を受けた後に、面接等を行って、次年度もこの人を更新するか、そうしないか、というようなかたちになる。

○知念春美 教育長 石川委員。

○石川正信 委員 これまでこういった方達は、期間に区分はあったんですけど、そういう面ではいい面ですね。単年度ごとに評価し、場合によっては継続して任用と捉えることができるという感じもする。

○知念春美 教育長 それでは他に質疑のある方挙手をお願いします。大城委員。

○大城進 委員 お疲れ様です。教育委員会政策事業一覧資料の中で、15番と17番、教育部の西普天間地区関係で質問させていただきます。西普天間の文化財等、私は楽しみにずっと一貫してみております。それで15番と17番には、1億3千万の事業と1,500万の事業とがついていますね。この15と17についての事業は継続している、といった説明をお聞きしたい。現状としてこの事業が充実しているものかお聞きしたいというのが趣旨です。そこでこの関係それぞれの意味と、15と17の事業の関連性あるかどうか。この2点についてお聞かせくださればと思います。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 まず、政策事業15番「西普天間住宅地区埋蔵文化財緊急発掘調査事業」。令和2年度の予算として133,463千円計上、今回の議案、議会のほうでも予算可決させていただきました。この事業は、平成27年3月にキャンプ瑞慶覧の米軍基地が返還されまして、今、西普天間住宅地内で予定されている跡地利用計画、そういうものの、支障を除去、及びその各種関連開発工事に関連して、文化財保護法の規定に基づいて、予め文化財緊急発掘や調査をしなくちゃならないということで、これは防衛局の受託業務になりまして、10分の10の委託業務を受けて実行する予定となっています。令和元年度までに調査を終えてきましたけれども、令和2年度の事業としては、一つ目に喜友名古水田跡を調査する。二つ目には、喜友名新城の宿道の調査。それから三点目には、喜友名・山川原第7遺跡ということで、この三カ所の遺跡が近場に散在していますけれども、そこを緊急調査するというので、今回、事業費として1億3千万ベースで、委託料としては112,000千円程度を外部に発注をし、契約をしてそちらのほうに調査を着手させていくという内容の事業となっております。

それから、政策事業の17番、「西普天間住宅地区跡地利用推進事業」ということで、1,583万円でございますけれども、この事業におきましては、同じようにキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地の返還後の、円滑な跡地利用の促進に向けた歴史文化遺産、その重要文化財の評価、選別を行って、基本計画との整合性を図りながら、文化財の保存活用をするという事業目的でございます。令和2年度におきましては、歴史の道、その新城地区のほうになりますけれども、そこでの保存をどうやってしていくのかを含めて、基本計画の策定業務、それから普天間旧道

跡がございますので、その旧道跡をどのように復元をしていくか、というようなことを計画を作る事業として、約1千500万、それから委託料として1千300万、というようなことで今、事業を進めていくということで、主に考えていただければよろしいかと思えます。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。大城委員。

○大城進 委員 とても関心を持っておりますので、是非、頑張ってください。

もう1点、令和2年度政策事業で質問させていただきます。指導部との関連だと思うのですが、宜野湾市といえば、英語特区ですよね。ですからそれもあって、今までの米国派遣事業などが展開されてきましたが、改めて今後どうするのか等々、予算化されているかどうか含めてお願いします。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 大城委員のご質問にお答えいたします。政策事業に位置づけられて、予算化されてございます。令和2年度、継続政策事業、25番「小学校英語教育課程特例校事業」、26番「宜野湾市中学校短期海外留学派遣事業」のことでございます。本年度も、一昨年から始まって、全額補助という形でやっておりますが、今、コロナウイルス関係でこういう状況になっておりますので、今どれが一番いいのか、ということは調整しているところです。旅費等が発生するのが5月ということですので、それまでに状況を見極めて、調整しているところです。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより令和2年度宜野湾市一般会計予算に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。本案は原案の通り承認することに、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程1議案第5号を終了いたします。

○知念春美 教育長 続きまして、日程2「議案第6号 宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○比嘉透 教育部長 それでは、水色表紙の議案書75頁をお開きください。併せて、黄色表紙の新旧対照表1頁もご準備ください。

議案第6号「宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則について」

宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和 2 年 3 月 27 日。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。宜野湾市行財政改革推進本部会議において令和 2 年度の組織体制が見直され、青少年サポートセンターとはごろも学習センターが統合されること等に伴い、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、別冊の新旧対象表にて、ご説明申し上げます。黄色表紙、新旧対照表 1 頁をご覧ください。新旧対照表は、左側が現行で、右側が改正案でございます。

まず、第 3 条「組織」の改正でございます。提案理由でもご説明申し上げましたとおり、令和 2 年度の組織体制の見直しにおいて、青少年サポートセンターと、宜野湾市はごろも学習センターが統合され、新たに「宜野湾市はごろも学習センター」として統一されることに伴う改正でございます。第 3 条第 1 項中「青少年サポートセンター 支援係」を削り、2 頁の同条第 2 項中「宜野湾市はごろも学習センター 管理係、研修係」の次に「、支援係」を加えるものでございます。

続けて、別表第 1 の改正でございます。教育部 文化課の事務概要の中で、「4. 市史編集に関すること」につきましては、これまで博物館において事務を行っていることから、実態に則し、文化課の分掌事務から削り、4 頁 右側 博物館の事務の概要の欄、15 号に追加しております。

続きまして、頁を戻りますが、2 頁 指導部 青少年サポートセンターの事務の概要の削除でございます。先ほどご説明申し上げましたとおり、青少年サポートセンターと宜野湾市はごろも学習センターの統合によるものでございます。青少年サポートセンターの事務の概要につきましては、4 頁から 5 頁にかけて 指導部 宜野湾市はごろも学習センターの事務の概要の欄、第 9 号から第 18 号に追加しております。

最後に、議案書の 76 頁に戻って頂きまして、附則でございます、この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。以上、ご説明申し上げ、後は、ご質疑にお答えしたいと思います。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。大城委員。

○大城進 委員 基本的なことを確認ということで、はごろも学習センターと統合ということではありますが、令和 2 年度からは、青少年サポートセンターという名前は表面には出てこないということ、つまり統合で、名前としては、はごろも学習センターとなると理解してよろしいでしょうか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 はい、その通りでございます。

○知念春美 教育長 今回の議案第6号について質疑等ございましたら、お願いします。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程2議案第6号を終了いたします。

○知念春美 教育長 続きまして、日程3「議案第7号 宜野湾市教育委員会教育長事務決済規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○比嘉透 教育部長 それでは、水色表紙の議案書77頁をお開きください。併せて、黄色表紙の新旧対照表6頁もご準備ください。

議案第7号「宜野湾市教育委員会教育長事務決済規程の一部を改正する訓令について」

宜野湾市教育委員会教育長事務決済規程の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。
令和2年3月27日 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。宜野湾市行財政改革推進本部会議において、令和2年度の組織体制が見直されたこと及び個別専決事項の整理を行うため、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

別冊の新旧対象表6頁をご覧ください。まず、第2条の改正でございます。表記の誤りによる字句の改めでございます。第2条第1号中「教育委員」を「教育委員会」に改める。

次に、別表第1の改正でございます。令和2年4月1日より「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行により、現行の臨時職員及び嘱託員が会計年度任用職員へ移行いたします。制度改正に伴い、関係する規定等の整理を行っております。まず、7頁「財務に関する事項」の(3)の項中「賃金」でございます。現行の臨時職員給与にあたるもので、今後は、「報酬」からの支出となることから、削除となります。

次に、別表第2の改正でございます。7頁から13頁にかけて、各課の個別専決事項を定めた規定の改正でございます。総務課の部の下線部分、「臨時的」任用職員から「会計年度」任用職

員に改めます。続きまして、各課の個別専決事項の定めについて、これまで、市民図書館以外の教育機関及び施設課については、個別専決事項を定めていなかったことから、今回、改めて整理し、追加をしております。

最後に、附則でございます。議案書の 81 頁に戻って頂きまして、附則、この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するとしております。以上、ご説明申し上げ、後は、ご質疑にお答えしたいと思います。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより宜野湾市教育委員会教育長事務決済規程の一部を改正する訓令についてを採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程 3 議案第 7 号を終了いたします。

○知念春美 教育長 続きまして、日程 4 「議案第 8 号 宜野湾市教育委員会職員の流動体制に関する要綱の一部を改正する訓令について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○比嘉透 教育部長 それでは、水色表紙の議案書 82 頁をお開きください。併せて、黄色表紙の新旧対照表 14 頁もご準備ください。

議案第 8 号「宜野湾市教育委員会職員の流動体制に関する要綱の一部を改正する訓令について」

宜野湾市教育委員会職員の流動体制に関する要綱の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求め。令和 2 年 3 月 27 日。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。流動体制の改めや字句の整理、組織見直し等に伴い、訓令の一部を改正する必要があるためでございます。改正内容につきましては、別冊の新旧対象表にてご説明したいと思います。黄色の表紙、新旧対照表 14 頁をご覧ください。

まず、第 1 条の改正でございます。平成 27 年 3 月 31 日（教育委員会規則第 8 号）の改正において「宜野湾市教育委員会事務局組織規則」が「宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則」に題名改正された際に、引用条文についても改める必要がありますが、見落としがあったことから、今回、字句の改めを行っております。

次に第2条の改正でございます。第2条第1項で「課長」を含む職員の定義がされております。第2条第2項中「宜野湾市教育委員会事務局組織規則第7条」は、「課長の職」を指しているため、課長と表記することで事足りるため字句の改めとしております。

続けて、第3条から第5条、第9条、第10条及び附則第2項に関しては、市長部局の「宜野湾市職員の流動体制に関する要綱」との均衡を保つための改めでございます。特に第9条に関しては、教育委員会は、流動期間が最大1年、市長部局は、6月と規定されており相互間の均衡を保つための改正でございます。

次に、別表でございます。任命権者 教育部長の範囲の中で、施設課を定めていなかったことから、追加をしております。続いて、任命権者 指導部長の範囲の中で、青少年サポートセンターと、はごろも学習センターの統合により、青少年サポートセンターを削る改正でございます。

次に17頁から19頁にかけての様式改正については、元号改正に伴い、すべての様式中の平成の字句を削る改めでございます。

最後に、議案書の84頁に戻って頂きまして、附則でございます。この訓令は、令和2年4月1日から施行する。以上、ご説明申し上げ、後は、ご質疑にお答えしたいと思います。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○知念春美 教育長 本件の対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいですね。それでは質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程4議案第8号を終了いたします。ここで、10分程度の休憩を取りたいと思います。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。日程5「議案第9号 宜野湾市教育委員会刊行物の販売に関する規程を廃止する訓令について」並びに日程6「議案第10号 宜野湾市教育委員会刊行物の販売に関する規程の制定について」は関連する議案となるため、一括して審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、議案第9号並びに議案第10号については、一括して審議いたします。これより担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○比嘉透 教育部長 それでは、水色の表紙の議案書85頁をお開きください。議案第9号と議案10号につきましては、一括してご説明申し上げます。宜野湾市教育委員会刊行物の販売に

関する規程(平成 19 年宜野湾市教育委員会訓令第 1 号)の廃止及び宜野湾市教育委員会刊行物の販売に関する規程を次のように制定したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。
令和 2 年 3 月 27 日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

今回、販売刊行物の種類を追加するため「宜野湾市教育委員会刊行物の販売に関する規定」を見直したところ、発令形式として訓令ではなく告示で定めることが適当であると考えられます。宜野湾市教育委員会刊行物の販売に関する規程(平成 19 年宜野湾市教育委員会訓令第 1 号)を廃止し、改めて告示として制定いたします。告示とは広く一般外部に対して周知するためのものであるのに対して、訓令は組織の内部に対して発せられるものであるという違いがあります。本規程につきましては、市民が購入することができる刊行物の販売料金を知らせるものがありますから、議案第 9 号により訓令を廃止し、議案第 10 号により告示として制定いたします。訓令を告示として制定するにあたり、追加及び修正した部分のみをご説明申し上げます。説明を始める前に、この度の規程の改定を怠っておりましたこととお詫び申し上げます。

それでは、議案書 88 頁の別表をご覧ください。市史等の発刊に伴い変更がございます。別表に 14 の項『宜野湾市史 第 8 巻 戦後資料編Ⅱ 伊佐浜の土地闘争(資料編)』、26 の項『報告書 ぎのわんのサングワチャー』、27 の項『常設展示ガイド』を追加し、販売刊行物の種類がこれまでの 25 から 28 となりました。また、販売料金につきましては、市史編集委員会の意見を参考にして『宜野湾市史 第 8 巻 戦後資料編Ⅱ 伊佐浜の土地闘争(資料編)』は税込 2,500 円、『報告書 ぎのわんのサングワチャー』は税込 2,000 円、『常設展示ガイド』は税込 300 円と決定しております。

次に 28 の項『ぎのわんの文化財』は、平成 31 年度にサイズやレイアウトなどを刷新して発刊しました。販売料金を改めるにあたりましては、宜野湾市文化財保護審議会にて販売価格を提示していただき、教育長決裁にて販売価格を 500 円と決定いたしました。以上が、議案第 9 号と第 10 号についてのご説明になります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○知念春美 教育長 議案に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り、承認されました。これにて議案第 9 号及び議案第 10 号を終了いたします。

○知念春美 教育長 続きまして、日程 7「議案第 11 号 宜野湾市史編集委員会規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○比嘉透 教育部長 それでは、水色表紙の議案書 91 頁をお開き下さい。

議案第 11 号「宜野湾市史編集委員会規則の一部を改正する規則について」。

宜野湾市史編集委員会規則（昭和 62 年宜野湾市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和 2 年 3 月 27 日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございますが、令和 2 年度の組織体制の見直しに伴い、実情に即した事務分掌にするため、規則の一部を改正する必要があるためでございます。補足説明としまして、市史編集業務に関しましては、現在、文化課の市立博物館にございます学芸係にて業務を進めておりますが、令和 2 年度からは、市立博物館が一つの課となり、文化課から分かれますので、それに伴っての規則の一部改正となります。

それでは、黄色の表紙の 20 頁に、議案の関連資料としまして、宜野湾市史編集委員会の新旧対照表を添付してございますので、こちらをご覧ください。宜野湾市史編集委員会規則の新旧対照表に沿って、ご説明いたします。

第 3 条第 2 項第 2 号と第 5 条第 3 項、そして第 8 条につきましては、字句の改めでございます。また、第 9 条につきましては、「教育委員会教育部文化課」を「市史編集を担当する部署」に修正いたします。以上、4 点の改正でございます。最後に水色の表紙の議案書に戻って頂き 92 頁をお開きください。附則でございます。この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

以上が、議案第 11 号「宜野湾市史編集委員会規則の一部を改正する規則」についてのご説明になります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。それでは質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより宜野湾市市史編集委員会規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。本件は原案の通り、承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて日程 7 議案第 11 号を終了いたします。

○知念春美 教育長 続きまして、日程 8 「議案第 12 号 宜野湾市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○比嘉透 教育部長 それでは、議案第 12 号「宜野湾市社会教育指導員の設置に関する規則

の一部を改正する規則について」をご説明申し上げます。お手元の議案書 93 頁をお開きください。議案第 12 号「宜野湾市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則について」。

宜野湾市社会教育指導員の設置に関する規則（昭和 48 年宜野湾市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和 2 年 3 月 27 日提出。宜野湾市教育委員会教育長 知念春美。

提案理由でございますが、会計年度任用職員制度の導入に伴い、社会教育指導員の任用体制を改めるため、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

では、改正点についてご説明いたします。黄色の表紙、別冊の「新旧対照表」を用いてご説明いたしますので、21 頁をお開き下さい。

第 1 条の改正でございます。第 1 条は社会教育指導員の設置について定めており、「宜野湾市社会教育」を「宜野湾市の社会教育」へ字句を改め、更に会計年度任用職員制度の導入に伴い、現行の規定がそぐわなくなった為、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 19 条第 2 項及び同法施行令第 6 条の規定に基づき」を削ります。

第 2 条は社会教育指導員の委嘱について定めており、見出し中「委嘱」を「任用」に改めます。また、同条中「社会教育指導員は」の次に「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員とし」を加え、「教育長」を「教育委員会」に、「委嘱」を「任用」に改めます。

次に、第 5 条の改正及び第 7 条の改正でございます。第 5 条、第 7 条については、会計年度任用職員制度の導入に伴い現行の規定がそぐわなくなった為、その条を削り、それにより第 6 条が第 5 条、第 8 条が第 6 条に繰り上がるものでございます。

最後に、附則についてでございますが、議案書の 94 頁にお戻り下さい。附則についてはこの規則が令和 2 年 4 月 1 日から施行することを定めております。以上、ご説明申し上げ、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。石川委員。

○石川正信 委員 21 頁、第 1 条の「宜野湾市社会教育」という字句を、「宜野湾市の社会教育の振興」という文言に改めていますけど、どのようにして「の」をつけたのか、というところを教えてください。

○知念春美 教育長 これについては、担当の公民館係長からお願いします。

○里博和 生涯学習課 公民館係長 こちらのほうは、社会教育という文言を強調したくて、「宜野湾市の社会教育の振興」ということで、あえて「の」をつけさせていただきました。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。大城委員。

○大城進 委員 第 2 条で、現行の「教育長が委嘱する」とあるところを、今回の改正で、「教

育委員会が任用する」に改めていますね。条の見出しも「委嘱」から「任用」になっていますが、委嘱から任用へとする字句の改めは、理解、承知しております。もう一点の「教育長」を「教育委員会」とすべき改正、これを少し教えていただけますか。

○知念春美 教育長 生涯学習課長。

○島袋喜美恵 生涯学習課 課長 今回、地方自治法に基づく臨時職員を地方公務員法の 22 条第 1 項について、会計年度の任用職員として、臨時職員としての扱いではなく、職員としての扱いとなる場合は、教育長の委嘱ではなく、教育委員会が任用する、ということになりますので、そのように文言を改正するものでございます。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「宜野湾市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。本件は原案の通り、承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り、承認されました。これにて日程 8 議案第 12 号を終了いたします。

○知念春美 教育長 続きまして、日程 9 「議案第 13 号 宜野湾市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」を議題と致します。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○比嘉透 教育部長 それでは、議案第 13 号「宜野湾市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」をご説明申し上げます。議案書の 95 頁をお開きください。

議案第 13 号「宜野湾市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」。

宜野湾市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求めらる。令和 2 年 3 月 27 日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございますが、宜野湾市立学校体育施設の開放に当たり、新たに武道場の電気使用料の徴収を行うため、また、管理指導員の導入に伴う字句の改めを行うため、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

では、改正点についてご説明いたします。「新旧対照表」23 頁をお開きください。第 3 条の改正でございますが、平成 28 年度において市内小中学校に機械警備が導入され、学校警備員が廃止されたことに伴い、学校体育施設開放管理指導員の配置を行ったため、管理指導員に関す

る規定について条の改めを行っております。第4条及び25頁の第12条においても「学校警備員」を「管理指導員」へ改めしております。

23頁に戻り、第7条の改正でございます。第1項では、利用登録に関する様式の名称の改めとともに、ただし書を追加し、武道場を利用する場合の利用登録人数を規定してございます。また、学校体育施設夜間開放事業においては、児童又は生徒の団体登録を認めていないことから、現行規則の第2項を削り、第3項を第2項へ繰り上げております。

第8条、第9条、第10条、第11条、第13条、14条及び第17条に関しては、送り仮名等の字句の整理及び様式の名称の改めでございます。

次に25頁の第15条の改正についてでございますが、電気使用料の徴収の明確化のため、第1項に「運動場及び体育館の」と字句を追加し、第2項に、新たに武道場における電気使用料の徴収についての項を追加し、現規則の第2項を第3項に繰り下げる改正となります。第3項の後段の端数整理の定めに関しては「宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例」第2条において既に示されているため、削っております。本文の改正は以上となります。

続きまして、様式の改正でございますが、「学校警備員」から「管理指導員」への字句の改正、様式の名称の改正、及び新たに武道場の電気使用料の徴収を行うことに伴う字句の追加等を主な改正とし、5つの様式の改正を行っております。最後に附則でございますが、議案書の100頁にお戻りください。附則1で、施行期日を令和2年4月1日とし、附則2で、現規則の規定で使用許可を受けている者の使用料についての経過措置について定めております。以上、ご説明申し上げます、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。石川委員。

○石川正信 委員 新たに武道場の電気使用料の徴収ということで、そのようなことについては理解しております。新旧対照表の23頁、第7条のただし書きで、「ただし、武道場を利用する場合は、5人以上の団体を構成することとする」というところで、ある程度基準は持たないといけないとは思いますが、例えばサークル等新しく立ち上げて、武道場を使用したい、4名だと、一人足りない、という場合にどのようなことが起こるのかな、と懸念をしているんですが、基準は大事だと思いますが、市民のスポーツ、運動を行うことに関して、完全に5人以上じゃないと受け付けない、というのも有り得るのでしょうか。そこを教えてもらいたいということと、もう1点は、32頁の様式で、気にはなっていたのが、利用上の注意のところ、「8 チリ等は持ち帰ること。」という文言です。「チリ」は一般に埃や目に見えないそういったものが「チリ」ですので、「ごみ」に代えたほうがすっきりするのかな、と思います。

○知念春美 教育長 これについて、担当の生涯学習課スポーツ振興係からお願いします。

○宮城顕治 生涯学習課 担当主査 担当の生涯学習課から、石川委員のご質問にお答えした

と思います。まず一つ目の、第7条、武道場を使用する際の登録人数についてでございますが、新たに武道場の団体登録人数の規定が今までなかった、ということもあって、新たに規定する必要がありました。武道場を利用する場合は、体育館と武道場の場所の広さの違い等も考慮し、10人以上だと多いのではないかと、その半数、5人以上ということで、規定させていただきました。しかし、この5人以上というのは、あくまで原則ということで、どうしても5人以上いないと、登録を不可とするということではなく、ご相談に応じて運用を検討したいというふうに考えています。

2つ目のご質問ですが、様式第4号ですね。利用上の注意の8番目、「チリ」とありますが、こちらにつきましてはこの定例会でご指摘いただき字句の訂正ということで、皆様にもご承認をいただければ、合わせて改訂いたします。こちらのほうは「ごみ」に訂正させていただきたいと思います。

○知念春美 教育長 ご指摘ありがとうございます。他にございますでしょうか。大城委員。

○大城進 委員 23頁、第3条第2項、今回条を改める箇所について、「管理指導員は、教育長が委嘱する」となっております。そして、その下、第3条第2項、「管理指導員は、教育委員会の命を受け」とあるでしょう。そこで私の長年の文章、法規とのからみで、「教頭は校長の命を受け」というのがあるんです。もう一つ、「はごろも学習センターの管理運営規則」で、「所長は、上司の命を受け、学習センターに属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。」とあります。そしてまた、「所属職員は所長の命を受け」とあります。ですから、教育長と教育委員会というこの名称ですね。配慮しましたか、ということが一つ。二つ目、例えば第3条第3項で、意図的に「教育委員会の命を受け」にした理由、そして、ここは「上司の命を受け」になるのではないかな、という感想ですが、その辺りご説明をお願いします。

○知念春美 教育長 生涯学習課長。

○島袋喜美恵 生涯学習課 課長 「管理指導員は教育長が委嘱する」というところですけども、実は管理指導員につきましては、報奨費といって謝礼金でその活動をお願いしている方になっております。それで謝礼金で支払っている委嘱に関しては、教育長で可能ということで、教育委員会ではなく教育長が委嘱する、という表現をさせていただいています。

第3項の「教育委員会の命を受け」というのは、これは他市町村と同様の条文を参考に記載させていただいたのですが、私たちの教育委員会の事務局の専決事項の中で、生涯学習課がそのスポーツの振興については、専決事項を有するとなっているので、私たちが実際指導をするのも、教育委員会が指導すると解釈ができるのではないかと、というふうに私どもは考えているところでございます。以上です。

○知念春美 教育長 その他ございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより宜野湾市学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程 9 議案第 13 号を終了いたします。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。続きまして、日程 10「議案第 14 号 宜野湾市はごろも学習センターの管理運営規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○甲斐達二 指導部長 それでは、議案書 101 頁と、黄色表紙の新旧対照表 34 頁、議案資料 67 頁をお開き下さい。

議案第 14 号「宜野湾市はごろも学習センターの管理運営規則の一部を改正する規則について」。

宜野湾市はごろも学習センターの管理運営規則（平成 14 年教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和 2 年 3 月 27 日提出
宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。宜野湾市行財政改革推進本部会議において令和 2 年度の組織体制が見直され、青少年サポートセンターとはごろも学習センターの統合が行われるため、事務分掌等を含めた管理及び運営に関して規則の一部を改正する必要があるためでございます。

改正箇所の詳細についてご説明申し上げます。今回の改正は、令和 2 年度組織見直しによる、青少年サポートセンターとはごろも学習センターの統合に伴う改正の他、字句の改めによる変更でございます。改正のあった箇所について、新旧対照表でご説明申し上げます。

第 2 条第 2 項「所長は非常勤とすることができるものとし、その場合は週 3 日間勤務を原則とする。」と、第 3 項「前項の所長の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。」につきましては、組織見直しにより、所長職が非常勤ではなくなることによる削除でございます。同じく第 2 条第 1 項の改正につきましては、「宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則」の第 5 条を参考に字句の表現の改め、第 2 項「前項に定めるもののほか、その他必要な職をおくことができる。」の追加でございます。

第 4 条第 7 号と第 9 号につきましては、「宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則」別表第 2 との整合性を図るため、第 7 号「公印の管理に関すること。」と、第 9 号「学習セ

ンターの庶務に関すること。」を削るものであります。青少年サポートセンターとはごろも学習センターの統合に伴う分掌事務の追加により、第4条に「青少年の健全育成に関すること。」、「青少年教育相談業務に関すること。」、「児童生徒の生活指導に係る情報の収集及び提供に関すること。」、「青少年の街頭指導に関すること。」、「広報・啓発活動に関すること。」、「青少年の有害な環境浄化に関すること。」、「関係機関、団体との連携に関すること。」、「青少年関係団体の指導育成及び助言に関すること。」、「スクールソーシャルワークに関すること。」、「幼児、児童生徒等の教育相談や支援に関すること。」の号の追加になります。

様式につきましては、様式第1号から第4号までに記載されている「平成」を削るものでございます。以上、ご説明を申し上げ、あとはご質疑にお答えしたいと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。石川委員。

○石川正信 委員 統合の件で、二つだった組織を一つにして、所長も一人になったということは、今後、様々な面で大変だろうなと思っておりますが、先ほどの指導部長からの説明の中で、職の設置で第2条第2項の「その他必要な職を置くことができる」というのがありますが、令和2年度がスタートし、統合する上で、そういった必要な職を置くこと等は考えられているのか、お訊きしたい。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 お答えいたします。はごろも学習センターと青少年サポートセンターの統合に伴って、所長は課長級として本務職員からきます。はごろも学習センターには、適応指導教室や、研究機関がございます。そこには教員研修もありますし、それに応じて指導主事もおります。従いまして、教員経験者が所長、つまりこれまでいた所長ですが、引き続きそういう人材がいる必要があるだろう、ということで新しく、「はごろも学習センターアドバイザー」ということで、校長退職した方等をそこに置いて、指導していただくということで考えてございます。

○知念春美 教育長 その他ございますでしょうか。大城委員。

○大城進 委員 アドバイザーというのは分かりましたけれども、元のはごろも学習センターにいた所長ですね。もう一つは、青少年サポートセンターからの関係で、そういった「その他必要な職」に関連する職員の配置等はございますでしょうか。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 ございません。その二つを、両方を見る課長を、今回の行財政改革で行政職員から所長を置くということになっております。大城委員のおっしゃるように、青少年サポートセンターから、関連した職の配置ということはありません。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 アドバイザーということで、やはり、はごろも学習センターは、研究機関でもありますので、学校現場のことを知る必要があります。ですので、学校現場で校長を退職した方などを置くということ、これについては私は賛成でございます。そこでお訊きしたいのは、このアドバイザーの位置付けですけど、稟議制がありますよね。決裁ルートがありましたので、このアドバイザーは私のイメージとしては、3日間勤務ということがありましたので、一応は決裁ルートとして、形式上は所長、課長でしたので印鑑は押しましたけど、このアドバイザーは稟議制の中に、一つ入りますか。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 先ほどのご説明で、訂正させていただきたいことがありますので、それと合わせて説明申し上げます。先ほど前項に定めるもののほか、その他必要な職を置くことができる、というのは、これは正職員のことで、アドバイザーについては、会計年度任用職員になるので、これは別だということです。決裁権につきましては、アドバイザーにはない、ということでございます。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 形としては、分かりやすく言うと、会計年度職員の位置づけと考えていいんですね。

○知念春美 教育長 再開します。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより宜野湾市はごろも学習センターの管理運営規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程 10 議案第 14 号を終了いたします。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。続きまして、日程 11「議案第 15 号 宜野湾市はごろも学習センター運営委員会規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○甲斐達二 指導部長 議案第 15 号と議案 16 号につきましては、青少年サポートセンターとはごろも学習センターの統合に伴うものではございませんが、字句の整理が必要なため、今回の教育委員会定例会に議案として提出しているものでございます。

議案第 15 号についてご説明申し上げます。それでは、議案書 103 頁と新旧対照表 36 頁、議案資料 75 頁をお開き下さい。

議案第 15 号「宜野湾市はごろも学習センター運営委員会規則の一部を改正する規則について」。

宜野湾市はごろも学習センター運営委員会規則（平成 14 年教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和 2 年 3 月 27 日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。字句の整理をするため、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

改正箇所の詳細についてご説明申し上げます。今回の改正は、字句の表現等の改めによる改正でございます。改正のあった箇所について、新旧対照表でご説明申し上げます。

第 1 条につきましては、「宜野湾市はごろも学習センター設置条例（平成 14 年宜野湾市条例第 18 号）第 5 条に定めるもののほか」を「宜野湾市附属機関設置条例（昭和 55 年宜野湾市条例第 9 号）第 3 条の規定に基づき」に改め、「宜野湾市はごろも学習センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）」の次に「の組織及び運営」を加えるものであります。これは、宜野湾市はごろも学習センター運営委員会が、宜野湾市附属機関設置条例で定められた附属機関であることによる、字句の改めでございます。

第 2 条第 2 項につきましては、「はごろも学習センター所長」を「教育長」へ字句を改めるものでございます。以上、ご説明を申し上げ、あとはご質疑にお答えしたいと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○知念春美 教育長 それでは、本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願い

致します。大城委員。

○大城進 委員 私も思いがありますので、お訊きしたいと思います。新旧対照表 36 頁で、第 2 条の、はごろも学習センター所長からの諮問というのが、教育長に変わりましたね。その旨、意義等について、お訊かせ願いたいと思います。

○知念春美 教育長 はごろも学習センター担当係長、お願いします。

○祝博紀 はごろも学習センター管理係長 この宜野湾市はごろも学習センター運営委員会は、宜野湾市附属機関設置条例に基づいて設置されており、その条例の中で、附属機関であるはごろも学習センター運営委員会の担任する事務が、「はごろも学習センターの運営、事業計画その他必要な事項に関し、教育長の諮問に応じるものとする」とされております。条例のほうで教育長の諮問に応じるものと定められていますので、規則もそちらに合わせたということでございます。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 一つ追加させてください。行財政改革 2019 ということが、はごろも学習センターと青少年サポートセンターの統合ということが示されたわけですが、それに合わせて、元々この 2 つは今、同じ敷地内にあると。それから、どちらも教育相談機能を持っていると。そういった意見もあって、我々としても、統合をして一本化して機能したほうが良いのではないかという案も持っておりまして、お互いの意思があったという、そういう意味もございますので、僕等もそういう思いがあったということです。

それとリレー制ですね。学校がどちらに相談したらいいか、よく分からないという話がありましたから、一本化したという意味もございます。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「宜野湾市はごろも学習センターの運営委員会規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程 11 議案第 15 号を終了いたします。

○知念春美 教育長 続きまして、日程 12 議案第 16 号「宜野湾市立適応指導教室の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○甲斐達二 指導部長 議案第 16 号についてご説明申し上げます。それでは、議案書 105 頁、新旧対照表 37 頁、議案資料 77 頁をお開き下さい。

議案第 16 号「宜野湾市立適応指導教室の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則について」。

宜野湾市立適応指導教室の設置及び運営に関する規則（平成 14 年教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和 2 年 3 月 27 日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。字句の整理をするため、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

改正箇所の詳細についてご説明申し上げます。今回の改正は、字句の表現等の改めによる変更でございます。改正のあった箇所について、新旧対照表でご説明申し上げます。

第 1 条につきましては、「目的 この規則は、宜野湾市はごろも学習センター設置条例（平成 14 年宜野湾市条例第 18 号）第 5 条の規定に基づき、宜野湾市内の不登校児童生徒の学校適応を促進するために適応指導教室を設置する。」を、「設置 宜野湾市内の不登校児童生徒の学校適応を促進するために宜野湾市立適応指導教室を設置する。」へ字句を改めるものでございます。

第 3 条につきましては、「所長」を「宜野湾市はごろも学習センター所長（以下「所長」という。）」へ字句を改めるものでございます。

第 6 条につきましては、「所長・学校教育課長・研修係長・生徒指導担当主事・担当教諭等」を「所長、研修係長、担当教諭等で」へ字句を改めるものでございます。

第 7 条につきましては、「設置する」を「設置することができる」へ字句を改めるものでございます。以上、ご説明を申し上げ、あとはご質疑にお答えしたいと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。石川委員。

○石川正信 委員 1点、質問させて下さい。新旧対照表の37頁の説明の中で、第6条「判定会議」、そちらのほうが生徒指導担当主事が削られたということですよ。設置の条件の中に、学校適応促進するために、というのが設置されておまして、生徒指導主事もこれまで通り関わっていくと思うのですが、そういう生徒指導がもしその判定会議で関わった情報等々があった場合に、こちらのほうでは研修係長担当教諭等が前もって生徒指導に関わっていた場合に情報を収集して、判定会議に臨んでいくのかな、というのが想定してしまうんですけど、今回、生徒指導担当を外したということで、そういったところも抜けないような態勢を是非、やっていただきたいな、ということです。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 その判定会議におきまして、ここ数年、生徒指導主事の設置、担当指導主事が入っていた、という実績はございませんで、ただ学校からの情報を集めたり、日頃から当然やり取りはしておりますし、それから、新しい改正後にも担当教諭がございます。それから元々の青少年サポートセンターには臨床心理士がございますので、その有効に活用しながら、先ほど私が窓口一本化というのは、そういうことなんですけれども、そこから分かれていく、ということでご理解をいただきたいと思います。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 関連して、私はイメージができるんですよ。それで今「等」の所で、臨床心理士等を是非、活用していただいて、サポートセンターのこれまでの実績、これを生かしていく、ということをお願ひする、ということです。

もう一つ、第7条で研究協力委員会を設置することができる、今回、「する」から「できる」に字句を改正していますよね。文章の法律上、法規ですので、大きな意味があると思うのですが、「することができる」ということは、私としては当然、設置というものは、頭にあるのですが、その辺りはどうでしょうか。設置しないかもしれない。そういうかたちなのか、等々含めてご説明をお願いします。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 お答えします。今までは、設置したことがないと、実績として。ですから、設置することができるような、いつでもできるような態勢を整えるという文言に変更するということです。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 なるほど。「する」という文章は強いですね。だけど、今、言ったように、実態としてなかったということで、「できる」にした訳ですね。現状に合わせたというかたちで捉えてよろしいですね。よろしく申し上げます。前向きに捉えて、設置する場合もあって、今回、是非、統合に伴って、強みもあるし、また弱みもあると思います。そういう面でこれも活用し、スムーズな運営をお願いしたいと思います。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより宜野湾市立適応指導教室の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程 12 議案第 16 号を終了いたします。

○知念春美 教育長 続きまして、日程 13「議案第 17 号 宜野湾市青少年教育相談室の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○甲斐達二 指導部長 それでは、議案書の 107 頁、新旧対照表の 39 頁をお開き下さい。

議案第 17 号「宜野湾市青少年教育相談室の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則について」。

宜野湾市青少年教育相談室の設置及び運営に関する規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和 2 年 3 月 27 日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。会計年度任用職員制度の導入に伴って相談指導員の任用体制を改める必要があり、また、宜野湾市行財政改革推進本部会議において令和 2 年度の組織体制が見直され、青少年サポートセンターとはごろも学習センターの統合が行われることから、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

それでは宜野湾市青少年教育相談室の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。改正内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。

39 頁をご覧ください。第 2 条、「青少年サポートセンター」を「はごろも学習センター」へ字句を改めるものでございます。第 3 条は、「青少年教育指導員、青少年相談指導員」の字句を削除するものでございます。第 5 条は、見出しを「委嘱」から「任用」に改め、同条第 1 項の「相談指導員は」、の次に、「地方公務員（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員とし」を加えるものでございます。また、「委嘱」を「任用」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削除するものでございます。次に第 6 条第 1 項「ただし、補欠の相談指導員の任期は、前任者の残任期間とする」を「ただし、任期はその任用の日から、同日の属する会計年度の末日までとする」へ改め、同条第 2 項のただし書きを削除するものでございます。また、第 8 条を削除し、現行の第 9 条を第 8 条へ、繰り上げしてございます。なお、第 3 条から第 8 条の改正につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴う改正でございます。議案書 108 頁をお願いします。附則でございます。この規則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する、と定めてございます。以上ご説明申し上げ、後はご質問にお答えしたいと存じます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○知念春美 教育長 質疑も無いようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより宜野湾市青少年教育相談室の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程 13 議案第 17 号を終了いたします。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。続きまして、日程 14 「議案第 18 号 令和 2 年度教育委員会人事異動について」を議題と致します。本件は人事案件であり、宜野湾市教育委員会会議規則第 5 号に基づき、審議を非公開とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 異議なし、ということですので、日程 14 議案第 18 号は非公開といたします。それでは本件に対する事務局の説明を求めます。教育部長。

○比嘉透 教育部長 それでは議案書の 109 頁をお開き下さい。

議案第 18 号「令和 2 年度教育委員会人事異動について」。

令和 2 年度教育委員会人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号の規定に基づき教育委員会の議決を求める。令和 2 年 3 月 27 日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。令和 2 年度教育委員会の職員の人事異動を実施するにあたり、教育委員会の議決を得る必要があるためでございます。

<非公開審議>

○知念春美 教育長 質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより令和 2 年度教育委員会人事異動についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程 14 議案第 18 号を終了いたします。続きまして、各部からの報告をお願いします。

（教育部の報告）

- ・成年年齢引き下げ後の宜野湾市成人式典対象年齢について

（指導部の報告）

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休校について
-

<指 名>：教育長職務代理者の指名について

○知念春美 教育長 再開します。それでは最後に本日は令和2年度の新たに教育長職務代理者を指名したいと思います。指名の前に教育長職務代理者制度について、事務局より説明をお願いします。教育部長。

○比嘉透 教育部長 教育長の職務代理者制度について、ご説明申し上げます。教育長の職務代理に関する規定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項におきまして、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、予め教育長が指名する教育委員がその職務を行うこととされております。また、教育長職務代理者の任期は、特に定められておりませんが、教育長が別の教育委員を新たに指名するまでが任期となります。

本日、教育長より新たに教育長職務代理者が指名された場合、その委員が教育長の職務を代理することになります。また、教育長職務代理者は、非常勤の委員でございますので、常勤の教育長と同様に自ら事務局を指揮監督して、事務執行を行うことが困難である場合には、法律に基づきその職務を更に事務局職員に委任することも可能とされております。以上が教育長職務代理者の説明となります。

○知念春美 教育長 ただいま、制度の説明がございました。令和2年度の教育長職務代理者であります石川教育委員には、1年間、教育長職務代理者として、大変お世話になりました。本当にありがとうございました。感謝申し上げます。大変お疲れ様でした。

令和2年度の教育長職務代理者は新たな方を指名したいと思います。今年度は、普天間みゆき委員を教育長職務代理として指名いたします。普天間教育委員、よろしく願いいたします。

○普天間みゆき 委員 ただ今、知念教育長よりご指名をいただきましたので、教育長職務代理者の職をお受けいたします。教育長職務代理者は事務局のトップとして、実際に、実務全般を見なくてはならないのですが、非常勤である私は毎日事務局の事務を指揮監督することは現実的に難しいと思います。そこで大切な行政、教育行政を1日たりとも停滞させることは許されないので、従いまして、具体的な事務の執行に関しては、従前の、教育長職務代行規則に習い、第1順位に教育部長、第2順位に指導部長の順序により、専決権限を付与いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○知念春美 教育長 具体的な事務の執行については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条第25条第4項で事務局職員に委任できる旨の規定がございますので、そのように取り計らい教育長職務代理者として普天間教育委員を指名いたします。また普天間教育長職務代

理の申し出により、具体的な事務の執行の部分につきましては、その職を第1に教育部長、第2順位として指導部長に委任することといたします。

それでは、本日の会議はこれにて閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。